

会報

本多藩特集号



第 11 号

昭和 36 年 9 月 1 日

宗郷研究会

兵庫県安栗郡
山崎町教育委員会内

電七五〇番

本多忠可と心学(下)

島田 清

六

本多忠可は、その後もしばしば中沢道二を江戸藩邸に招いて講義を聞き、また、藩士にも聴講させたようであるが、藩側の記録を見ていないので詳しいことはわからない。しかし、はじめ中沢道二を招いた天明元年(一七八一)より八年を経た寛政元年に、道二が北村柳悦に送った手紙を見ると、このころにも、まだ藩邸に伺候し、講義をしていたことがわかる。少し長文であるが、左に、この手紙の全文を掲げてみよう。

貴札難有料拜見仕候。末、羨暑御座候へども、此地先生始め貴下様、御家内様、御勇健に被遊御座、珍重の御儀に奉存候。然ば、下拙方、皆々懇別条、罷在候。尔碑、貴意易思百可被下候。先達より、所々下伺被遊候由、御苦勞千萬奉存候。何方にて、も御繁昌にて御信心文御方多く御座候由、大悦至

極奉存候。別而、龜山御城下近辺、遅く心学御修行被成候由、當方御座敷へ罷上り候節、殿様御始久馬鞆へ右之御齎し申上候へば、定めて御満悦奉察候。先頃より、松平友三郎様へ度々罷上り候処、甚御信心にて御座候。即、紀伊守様御分地にて御座候故、別而申上候。御悦可被下候。其外、所々御座敷へ上り申候。左に申上候。

五月廿八日初り

平賀式部少輔様

六月の分

- | | | |
|-----|---------|-----------|
| 朔日 | 分部 | 左京亮様 |
| 二日 | 本田 | 弾正大弼様 |
| 三日 | 尾張屋善六 | 様 |
| 四日 | 伊奈 | 摂津守様 |
| 五日 | 大黒屋藤右衛門 | 様 |
| 六日 | 菅沼 | 直七 様 |
| 七日 | 本田(多) | 肥後守様 |
| 八日 | 山田 | 肥後守様 |
| 九日 | 石川日向 | 兼御家老高木衛守様 |
| 十日 | 伊奈 | 摂津守様 |
| 十一日 | 浅野 | 隼人様 |
| 十二日 | 小川 | 喜太郎様 |
| 十三日 | 分部 | 左京亮様 |

十四日 本田(マ) 肥後守兼
 十五日 小尾 改左衛門兼
 十六日 高木 衛守兼
 十七日 伊奈 摂津守兼
 十八日 近藤 左京兼
 十九日 佐野 肥後守兼
 二十日 小笠原若狭守兼
 廿一日 休 日
 廿二日 有馬 兵部大輔兼
 廿三日 小笠原平兵衛兼
 廿四日 松平伊豆守兼
 御家老 岩上九介兼
 廿五日 井上 凶書兼
 廿六日 戸田 大炊頭兼
 廿七日 山口 勘兵衛兼
 廿八日 小川 喜太郎兼
 廿九日 賀茂 官太郎兼
 七月の分
 朔日 榎行 舍
 二日 小川 喜太郎兼
 三日 小尾 彌左衛門兼
 四日 高木 衛守兼
 五日 近藤 左京兼

六日 改野 丹後守兼
 七日 伊奈 摂津守兼
 八日 参 前 舍
 九日 井上 凶書兼
 十日 日根 九郎兵衛兼
 十一日 松平 友三郎兼
 十二日 屋代求馬兼
 十三日 本田 彈正大弼兼
 十四日 有馬 兵部大輔兼
 十五日 松平 山城守兼
 十六日 保科 彈正忠兼
 十七日 御同所御屋敷
 十八日 分部 左京亮兼
 十九日 水谷 兵衛兼
 二十日 伊奈 摂津守兼
 同書原 松平友三郎兼
 廿一日 井上 凶書兼
 廿二日 本田 彈正大弼兼
 廿三日 戸田 大炊頭兼
 廿四日 医所 藤 安吉兼
 廿五日 山口 勘文助兼
 同書原
 廿六日 飯島 惣兵衛兼

廿七日 小笠原若狭守様

先、今日迄、一日も明き日なく、右之通相勤申候。何方にても御信心に御座候は、大脱至極奉存候。此外、御約束仕置候御座候は、未月廿五日迄、一日も明きはなく、腰門に付申候。是迄相勤申候御屋敷計申上候。近日の中、松平伊豆守様へ七日之間、咄相勤可申御約束仕置候。小笠原若狭守様に、七日之間、近日に相勤可申御約束仕置候。此外、拾人御目付神保意内様御屋敷へ御目付御役人不残御寄被成、咄し御間被遊度、是も近々参上可仕候。伊奈坂津守様、至而御信心にて、六月五日より御修行も相済申候故、猶々御信心厚く御座候。則、御屋敷にて、當月より八日・廿日、此兩度、月次之定日相極申候。尤、町人に至る迄、御屋敷へ御通し、咄、御間被遊候。先日も、御旗本様四拾人計、其外御家中衆五拾人計、町人四拾



山陽
壺阪酒造
有限会社

電 六三

人計、供廻り大勢御座候。咄しの内、供廻り之衆へ三度御茶を御出し被遊候。其上、御茶菓子御出被遊候て、何から何まで御氣を付被遊。御親切故、且那中は不反申、供廻りの衆中、かんしん致し難有被申候。

一、近藤左京様、去秋より十人大消御役御勤被遊候故、一、谷御役屋敷へ御引越被遊候て、御本屋敷は明き申候。夫故、月次會輔相勤申候。此外、難有羨なかなか筆紙に盡しがたく、誠に、先生の御道も時節到来、然此上も難有御儀に御座候。右之趣、別紙認め、差上度存候へども、世話敷御座候故、失礼仕候。左様、貴下様より宜敷御傳舌被下候様、奉願上候。先は、右申上度、御報寄、如此御座候。恐惶謹言。

七月廿一日

中澤道二

北村 棟悦 様
御社 中 様

参人 御中

これで見ると、寛政元年の六月には、七日と十四日の二回も忠可は指導をうけている。心学に対する忠可の執心がどんなに深いものであつたか、また、その主

旨も教化の方法に対する共鳴と同調がどのようなに強いものであつたかは、これによつても推測できるであらう。

この後の忠可と道二がどのような交遊を続けたか、また、藩内や藩領における心学の要領がどのようなにあつたか。或は、忠可みずからの希望であつた山崎へ道二を迎えて領民に対する教化を依頼したい、ということは果して実現されたかどうか、いろいろの問題が湧いてくる。しかし、こうしたことは、未だ、総べて明らかにされてはいない。山崎藩の『御用日記』或は『御觸書留帳』、更には、心学に心を寄せせる人々の消息を知る資料などを、今後、調査することができるならば、或は解明できるかも知れないが、なかなか骨の折れる仕事である。史栗郷土研究会のかたがたによつて、少しでも資料を見つけていただくと幸甚である。

七

最後に、山崎町本町にあつた心学の講舎について述べておこう。

元来、心学教化の普及は、明和・安永のころからしだいに顕著になり、地方にひろがって行つたが、それにつれて、これを統制し、規制する必要も生じた。そのため、手島措庵は、安永二年（一七七三）會輔に閑

郷土の金融機関

信 実栗信用金庫

本店 電話 四六〇番

する制を定め、続いて地方巡講に關する規約を定めた。その後、同四年には、心学講舎造営に關する規定を制定し、翌天明五年には各地の講舎と本部との連絡を緊密にさせるよう「諸方取次並都講控」を編纂して時習舎に備えつけた。この時につくられた講舎と都講とを見ると、九ヶ国にわたつて二十一の講舎があつたことがわかり、四年後の寛政元年に出た『諸国言号』初版本には三十四の公認講舎ができてゐる。ところが、寛政七年（一七九五）の同書再版本をみると、二十ヶ国五十六箇となつており、享和三年（一八一〇）の『道話紀聞』によると、二十四ヶ国、八十余箇にふえてゐる。更に、文化七年（一八一〇）に番号を授けられた信濃国松月の時中舎は九十三席目、同十年にできた摂津国池田の立教舎は百一席目と注記されているし、文政九年（一八二六）刊の『諸国言号』三版本をみると、百二十一箇となつてゐる。山崎町本町に、「温故

会」と呼ぶ心学道場ができたこともこの書に載っているのであつて、忠可がすすめて藩内にひろがらせた心学の教化が城下にも及び、遂にこうした施設ができたのであろう。しかし、藩と町方とが協力してこれをつくつたものか、町方の有力者が主となつてこれをつくつたものか、また、誰が主としてこの講舎の世話をしたものかなどは、まだ、少しもわかつていない。

ただ、講舎が設立されるより四十年以前の天明五年十二月に、都講として、山崎に西村昌園といふ人があつたことを『諸方取次、並に都講控』に記している。この頃は、まだ、藩主の忠可が熱心にすすめていた時であるから、西村昌園といふ熱心な人があらわれて来たのである。昌園は、植村賢道によつて京都と連絡していたようであるが、事蹟の詳細はわからないし、山崎に在住されるかたに聞いてみてもその事蹟は勿論のこと。温故舎がどこにあつたかもさつぱりわからない。

百
神姫自動車株式会社
山崎支社

電話 七二一(案内所)
七二〇(大聖堂切事務所)

それどころか、こうしたものがあつたことさえ知らぬといわれるかたがばいと人どである。講舎の性質から考へて、民間有力者の家を使うか、その近くの民家を利用して講舎としたのであろうから、時間が経過し、時勢がかわつたり、中心人物がなくなつたりするとしせんに消滅してしまつたのである。しかし、文化・文政ごろの町方文書や藩庁関係の書類など、できるだけ丹念に調査して、何とか片鱗でもつかみたいものである。郷土研究会のかたがたのご盡力を重ねてお願したいと思う。(一九六一・七・三〇稿)

……本多家……

本多家は、藤原録足十代九条右大臣柁輔公(その子が兼通)十三代の孫、助秀のとき豊後の国本多郷に住み、本多姓を名乗る。助秀の子右馬允助定、足利尊氏に隨いて尾張国横根、粟飯原アイハラの地頭となる。助定六代の孫助時、三河国伊奈郷に移り、徳川氏の祖、岡崎城主松平太郎左衛門泰親に仕え、助豊、忠豊、忠高つぎが忠勝である。忠勝は、井伊、榊原、酒井と共に家康の四天王と称されその勇武のほどは周知のとおりである。天正十八年上意大多喜城十五万石に封じられ、関ヶ原戦後は、慶長六年に桑名に転封、同十五年十月十



山陽自動車運送株式会社

電話 代表 三四〇番

八日六十三才歿。忠勝に二男五女あり、長男忠政あつてを継ぎ、大坂夏の陣で弟忠朝は戦死した。忠朝の嫡子入道丸（後政勝）幼少のため、忠政の二男政朝があつてを継ぎ大坂夏の陣で五万石に封ぜられた。忠政は、翌元和二年に池田家の鳥取封のあとの姫路城に來り、十五万石となり、長子忠刻に嫁した千姫の脂粉料十萬石を加へ二十五萬石、政朝の五萬石を加えると三十萬石である。

忠刻は、寛永三年死亡、忠政も寛永八年死亡したので、二男の政朝家を継いだ。この時に十五萬石を養封、政朝の五萬石は、弟の忠義に一万石、政勝に四萬石と分割された。政朝も寛永十五年三十九才で歿、そのあと政勝（忠朝の子）が継ぎ、政朝の子政長を嗣とした。政勝の旧知四萬石は、嫡子勝行に与えられた。

寛永十六年三月に政勝は、大和郡山に転じて、姫路在城は二十二年間で終つた。政勝は寛文十一年五十八

才で死去。政勝生前には、政長三萬石、弟の政信に一万石を与え、政長が卒すると、政勝は自分の三男忠英にそのあとを継がした。政勝の子は男子四人、勝行（慶安三年十六才歿）政利（父死去により六萬石を与えらる）忠英（山崎藩の初代で政勝三男）亦四郎早世で、後をついだ政長は九萬石を相続した。

本多忠英（一六四七一—一七一八）

政勝の三男で、政信のあとをつぎ一万石、初名才兵衛、政貞といふのを山崎に來てから忠英と改名。寛文二年六月襲封十六才、初め肥前守後に肥後守叙任。延宝七年（一六七九年）十月十九日大和郡山より山崎へ入府、山崎藩本多初代藩主となつた。細番頭等をつとめ、享保三年六月二十四日歿、七十二才であつた。

本多忠政（一七一〇—一七三一）

忠英二男、初名平七郎、享保三年襲封、肥後守叙任、享保十六年五月十六日二十五才で卒。

本多忠長（一七一〇—一七五〇）

忠英三男、初名政成、享保十六年七月襲封、肥前守叙任、享保十六年に江戸浅草屋敷より浜町佐竹豊前守邸あとに屋敷替さる。寛延三年十一月二十四日四十才歿。

本多忠亮（一七三七—一七六一）

忠長長男、初名権次郎、寛延三年十二月襲封、大和

守叙任、宝曆十一年二月二十五日二十五才にて死去。
病重くして男子なきため、二月二十四日有馬久弥を養
子とする。

本多忠可ツグシ（一七四一—一七九四）

有馬孝純（越前丸岡藩主）の二男、初名久彌、宝曆
十一年四月襲封、肥後守叙任、大番頭をつとむ。本多
家中興の英主といわれ、藩政の改革、心学の奨励など
事蹟が多い。なお松平定信等有識の士と親交があつた。
寛政六年十一月三十日五十四才で歿。

本多忠居ツグイ（一七七一—一八一九）

忠可の長男、初名隆次郎、寛政七年正月襲封、大和
守叙任、寛政七年正月襲封。文化九年十月隠居して忠
敬にゆずり、文政二年二月十四日四十九才で卒。

本多忠敬ツグキ（一七九三—一八五〇）

忠居の子、初め富之丞と称す。文化九年十月十八日
襲封。肥後守となる。天保五年十月隠居して壽斎と号
し、嘉永三年五月三十一日五十八才で歿。

本多忠鄰ツグトモ（一八七四）

忠辰の四男、忠敬の弟、初名貞之丞、天保五年十月
二十七日襲封、初め肥前守、天保十年に大和守となり
すぐ肥後守となる。幕末明治維新と大変動期はこの代
にあつた。長州征伐騒ぎなど多事多難の時代である。
この急に明治二年にその子忠明に家督を譲つて隠居、

明治七年一月十二日東京において歿す。

本多忠明ツグアキラ（一八三三—一九〇一）

初名忠鑑、明治二年忠鄰のあとをついで、明治初年
のややこしい時代を過した。明治二年六月十七日に
諸候を華族とし、同年十二月二日には、武士は士族
及び卒と名称を改められ、廃藩置県は明治四年七月十
四日発令、藩主は自然山崎県知事となる。山崎県も四
ケ月で姫路県、後節ノ原となり、兵庫県に統合されて
政府の中央集権を確立した。維新のバスに乗り遅れた
小藩の苦悶が思いやられる。明治九年に隠居し、明治
三十四年十二月十二日六十九才で歿した。

本多忠直ツグナオ（一八五六—一九三三）

忠鄰の八男、明治九年十一月相統、忠明の弟で、明
治十二年隠居するまで三年間の当主であつた。明治三
十五年十一月に武岡安三郎の家督相続人に指定され同
家を継いだ。昭和八年一月二十八日七十八才で死去。



老松酒造
有限公司
電話 四五七

民間人として親しまれ、併号を授^{オルトツ}東、按東さんで通つた。併句短冊がちよい／＼残つてゐる。

本多貞吉（一八七二—一九〇七）

忠復の甥、明治十二年十二月家督相続、明治十七年七月七日華族令の制定があつて、子爵となる。明治四十年三月三十一日三十六才歿。東京市本郷区本郷森川町一番地から山崎町鹿沢四〇番地に転籍されたのが明治三十三年九月である。

本多 渉（一九〇一—）

岡崎の本多忠敬の三男、貞吉養子、明治四十年三月家督相続、ただし殆んど山崎町へ見えなことがないらしい。家庭の事情により、昭和二十三年十二月二十二日裁判所の許可により亡養父貞吉亡養母宣子と離縁、東京都へ新戸籍を編成して商籍、本多家唯一の生存者貞吉長女秀子さんが昭和三十年一月死亡されて戸籍に終止符が打たれている。

註 氏名の下の数字は西暦の年、上が生年下が歿年

文久武鑑拔書

武鑑四冊本（縦十一種、横十五、七種）の文久版の山崎藩所裁事項を抜き書きする。但し紋所と系図絵図等は畧した。

上濱町 大手より十五町

帝鑑間 天保五年十月家督 朝散大夫

本多肥後守忠鄰

御内室五島左衛門尉盛成珠

御嫡本多肥前守忠明

御内室、石河壺政守養方妹

時献上 在若柳礼干綱 十月 濱敷 浄土 深川 龍徳山

聖光院 天台 浅草 赤城山 燈明寺 一万石 在所 播州

穴栗郡山崎 江戸より海陸百六十四里 寛文十六ヨリ

本多氏政信以後領之

家老 武岡四郎右工門 馬嶋勘右工門

横井半左工門 岩崎又左工門

用人 在田小隼人 安原清右工門 秋田 貢

名隠庄太夫 名隠四郎安衛

註 在田小隼人は秋田小隼人が正当

鹿沢城と家中

南北朝から足利時代にかけて、長水城——五十波と宇野辺が穴栗郡の政治経済の中心地であつた。天正八年（一五八〇年）長水落城と共に、当時の山崎村、山田村であつた山崎町に移つた。其の後神子田半左工門、木下勝渡、黒田官兵衛、杉原長房を經て、慶長五年（一六〇〇年）池田輝政の治下に入った。その時の代官中村主殿は、山田町北側西の隅に役所を置き、町民はその役所を茶屋

といつたとか、元和元年（一六〇五年）薄政の四男輝澄が矢栗郡三万八千石を預知し、山崎町の地を以て城を構へた。ここで初めて鹿沢に屋形が築造された。二の場

天明七年書上本多家領地石高表

村名	石高	村名	石高
高木市場	七三三石六〇五合	中玄瀬	二五六石九四八合
宇原	六五四石八〇〇合	今宿	二五二石三四七合
下津原	三六石二〇〇合	高家(玉虎)	三三四石四三一合
川戸	六九九石三三一合	上寺	一〇一石五六〇合
高所	二六六石〇四六合	生谷	六五石〇九六合
中	三五八石一〇四合	横須	一一〇石七三二合
神谷	三二二石四八三合	千本屋	四五三石五三八合
矢原	三三七石四八六合	中井	三〇九石九二二合
岸田	五〇七石二二八合	鎌木	一六一石六九一合
三津	二四五石七九三合	金谷	五七三石三六八合
下町	三四二石八〇二合	段	三六二石八八二合
下坂谷	三六一石六九〇合	春安	一一九石五七三合
比地三村	七六四石六四九合	加生	一四三石三九五合
御名	三〇一石三四一合	山崎・山田 内前	九二四石六八五合
下玄瀬	一六九石七一〇合	上坂谷の内	六〇石五一六合
舟元 野元	五九一石六四三合	計	一万石三五ヶ村

所は、天文八年（一五八〇年）頃、尾子勢が塔を構えた跡である。輝澄は寛永八年（一六三〇年）に佐用を加封、六万一千石となつた大名で、屋形、家中のこしらへは、これに準じて造られたものと思われる。

寛永十七年（一六四〇年）に輝澄は、家中不取締により除封、その後、松井康映が矢栗、佐用で五万石を領して在城、慶安二年（一六四九年）石州赤田へ所替。次に池田光政の弟桓元が、矢栗五万石で入府、名君であつたと評判されたが、歿後政用、教麿と夭折したので延宝七年（一六七九年）お家断絶、このあとが本多忠英で、本多家が明治四年廃藩されるまで百九十二年間藩主として居城していた。

山崎藩の武家屋敷は、旧山崎町の南側、断層の上で、町屋は北側、山裾の上手に造られている。東西に山田町本町、西新町、内前と境を接し、鹿沢即ち家中屋敷と町屋敷との間には広い溝川があり、敷をもつて仕切られて



神戸銀行

山崎支店

代表電話 五五五



山崎農業協同組合

電話 七〇番

いた。この溝に舟を浮べて救面をしたものだと言伝えられている。この家中と町屋の出入口は、母から本家内前屋横丁に土橋門、賢者幼稚園前の大口内、神燈バス前に熊鷹門を設けて、待と町人の出入を制限した。

藩邸は御屋鋪地（現小学校）と西御屋鋪地（現中学校）に分れ、西は藩主の私邸であった。御屋鋪地の南側は断層で、外三方は内堀に囲まれていた。この堀は近頃まで残っていた。表門は、木村記念館の前あたり、裏門は農業倉庫の北あたりだった。古いもので残っているのは小学校の旧門で、俗に紙屋門と称するのは、紙屋へ内前荒木氏へが寄附した故だと言伝えられる。

幕末頃の家中屋敷の玄さは、岡橋家文書によると、武向伊織の一、三五〇坪五を筆頭に、最小六十六坪明屋敷まで、百三十屋敷がある。内明屋敷等十一があるが、大凡の状況がわかる。

屋敷并家中内側庭道敷地坪数 七二、六二四坪七二

内道 九〇六五坪七一 振溝 三、三八二坪八一

同じく「御中ケ之間以上格祿見」によると家老百五十石を筆頭に

家老 四人 隠居 一人 用人 六人 物頭 二人
奉行 三人 徒士頭 三人 同格玄間 三人
横目 七人 玄間 十二人 上席十二人
大小姓四十五人、中ケ間十七人 元席一人 末席七人が書かれている。

なお、家中屋敷へ大字親沢を現在の地図で見ると、中尖あたりで東西九九。米、南北三三。米ほどある。

藩の学問所は思齋館と呼び、現在の泉湯のあたりで、幕末の学長は、堀内颯彦、松井正路、教頭は、福原謙七、熱田久友、安原昭之、横井時香、山本直方、武向柏山であった。以前は、学長大爺丹治、副長安原元民、助教浅井登吉、西村俊介、武向謙である。

武道では、剣術―神陰流岩崎又左卫門、秋田貢、名鷹四郎兵衛、丹羽三郎右卫門、馬術―大坪流桑田兵太夫、槍術―大嶋流立花小兵太、横井清兵卫、弓術―大和流秋田十太夫、砲術―中嶋流名嶋兵太夫、柔術―睡心流秋田小隼人、横部雄七郎、兵法―山鹿流武向源次右卫門、樽井九右卫門

わらわ歌?

山崎に過ぎたるものが二つある 狸御門に 萩田の娘

註 里御内とは現在小学校の南西隅から藩公私邸に通ずる内、西の地が低いので東から見ると屋根だけ見えたといい。立派なものであつたらしい。萩田の娘はミス山崎といつ美くてもあつたらう。

明治元辰年
御滞京日誌

御近習頭 柴田 小麿

○十二月二十七日

一、極原駅迄無御備御着、御用壁上柳次郎九同所迄無御出迎罷出候に付支度料金貳朱御目録金貳百足波下、御立の御御目見え仰出候御扶頭被置

一、同日夕刻朱雀丹波屋に御小憩是より御打電にて大宮御屋敷へ御着被遊候事

但し御上京前御伺御口上書少し手遅に付態とは御内着の姿に被改翌朝御着の御届出差出候事

御口上書写

私儀今般御掃葦の趣承知仕去る廿四日在所表発足、送中無帶今廿八日上着仕候就て右午恐奉伺

天機度奉存候宜しく御執成御差函奉頂上候

十二月廿八日

御名御花押

右の通り薄井八九良御使者にて弁事御役所へ差出候

同日夕七つ過弁事所より御呼出有之候処、薄井八九郎留守中に付不取致而橋次郎兵衛へ公用人被仰付藏出候、後へ薄井掃葦に付早々同くも藏出夜五つ半過引取り友々御

附紙持帰り候事

御附紙写

来る廿九日余朝可致事

右の通り御出に付早速明廿九日朝五つ時御供揃にて御案内被遊候御夫々申達候事、尤御供廻り御波少にて御脇は服紗麻上下御先平服割羽織小袴餘は右に准する事

○十二月二十九日

一、今日御案内に付御供左の通り

御道案内志人 御先三人 服紗麻上下

御脇四人 御供頭御刀番共

御持鎗、御履前、御両掛志荷

御長柄 御草履 合羽籠

柴田小麿慰斗同上下馬 若荒草履取

一、今朝木村筑後介御衣紋被上候に付当夜面会の上於御居間御逢い右の御供にて余内被遊候尤此度初ての義に付遠見一人御所内御案内一人押一人御履持一人は御雇入、

高級清酒

本家門前屋吟醸

電話 三九番



立正信用組合

本店 電話 五三番

余は御手人御連被成事、柴田小膳義は別段の思召にて被仰候に付御供に加り候事、且又公用人は御先へ御返建へ罷出御進返申上候事

一、天候は向相濟候上当日御余朝諸候方々中は筆頭へ御当入の義御預に相成候事の由尚又は廻勤左の通り

准后様 大宮様 東邊様

右の通り御回勤相濟八つ半時頃、御枚嫌克御屋敷へ急入候に付御執政并に当役罷出御役申上猶結合の面々を御執政御下宿へ罷出御敏御帳面に御記候事

一、同日御弁当杉折扱皮に付菓子箱奉書紙上包御取紗に包御名札付差上候、御供の面々へも弁当被下候事

○ 元 且

一、今日元朝に付御筆煮被召上候、尤候かの御上京別て御一新萬事賈略の折柄に付傍々御蓬葉御鏡餅等は前日当役より御断り申上置き御筆煮斗り被召上候事

一、同五つ時頃御執政当及尅斗同上下にて御礼申上候、

尤御次御小納戸朝番の巻計り上下着用晝後よりは平服と被仰出右に付結合の面々は礼懸之と被仰候。

一、朔二日己の刻御案内五つ半頃御供前大横目へ申連俱尤若殿様には御衣冠被急召候に付御供廻り御先服紗麻上下御取耐斗目麻上下と被仰出余は旧冬廿九日の通り

一、兼て豊川丹後様へ御衣紋仕立の儀申付有之候処出来に付取前、樽井八九郎より差出に付一応相成の上御小納戸佐川武馬へ引渡候御届左の通り

御狩衣

巻領

御懸紐

巻掛

御小元結

三裁

御羽二重寄

巻掛

御立烏帽子

巻領

御扇子

巻置

御鏡直毛

巻領

御引烏帽子

巻領

外に御格貫巻腰、御首巻足

註 この日誌は本多家古文書の中にあり、原又通り写したもので明治維新当時の大名のあり方をうかがうことが出来る。

本多家の俳人

安井竹軒

本多玉梅女

玉梅女は本多忠明さんの奥方で明治二十手前後に依句せられて居たらしい。呼名は依子、当時山崎の泉匠小田

青菴さんに師事せられたものと推察される。作句の残つて居るのは

山住ひとふ人もなし春の雨

旅人もしばし憩ふや其木立

地けふりに山裾かくす社日哉

うららかや磯道へよる女つれ

本多接東

通称は忠板、山崎町に生る。明治九年十一月本多家を継ぎ従五位子爵となつたが、華族の範疇にすぎず、数年にして庶居、後武向姓を名乗り、進んで庶民生活に入る。凡流を好み俳句に専念、当時の光風舎の幹部として活躍した。昭和八年一月廿八日七十八才にて卒す。作句の残るもの多き内にて自分の記録して居るものの中より

唄はねばはずみの付ぬ手鞠かな

暖かや茶店の茶碗酒くさき

手心は人に話せぬ接木かな

富士見ゆるだけ巻かせたり青簾

嵐囀の片もえ涼し舟あそび

行水やたらいに映る山の月

よい話きくや笑ふや我講

庵の蘭芭蕉に雨を聞くわびし

水鳥や水に飽きしか岩の上

水すまし流れんとして飛び直る。

編集後記

○本号は、本多家文書目録を収載したので、本多藩特許としたが、限られた頁であるため期待にそい兼ねたことをお詫び申します。特に原稿を賜りました二・三の方には、次号廻しとして迷惑をかけました。約十年前に発行さるべくして未刊のまま眠つていた目録を本号に発表したことは、意義あることと思ひます。本多文書もその内容についてあまり知つた人がないので、完全ではありませんが、その内容を御承知願う鍵であります。機会あらば御用日誌類を刊行して、藩政と庶民のあり方を知る好資料を提供したいものです。

緑葉風呂

二刻
旅館

馬判

一九二〇年

報一東

○秋季見学旅行 本会恒例の見学旅行は、来る九月二十四日（日曜）岡山方面―西大寺、後祭園、吉備津神社、高松稻荷等を巡ります。別紙案内状を出します。早目に御申込下さい。

○山崎町岸田地区からの出土古銭は、この程景文化財に指定されました。

○待望の郷土館建設計画は、や一歩を踏み出し、去る七月六日町役場で、各界関係者代表者集会。建設促進を決議し、具体的青写真は、町教育委員会に一任された。この上とも会員諸氏の協力御援助を切望します。

○関西大学法学部長前田教授は、七月二十八日日本多家文書の調査に末崎、本多文書虫干をかねて中央公民館で講書された。

○間斎神社境内に建設を急いでいる吉川英治氏木像寄進碑と川田順氏歌碑は、来る文化の日除幕式挙行予定で、当日は吉川氏も参列される予定。吉川氏の碑には伊藤東所の自筆書立を銅板にして、はめ込まれる。

○本会春季見学旅行は、五月二十一日小雨中に決行。観光バス二台で百三十人参加。姫路名古山、手柄山、石の宝殿、日禰神社、鶴林寺、太山寺から丸神社に参詣。島田清先生の解説で有意義に見学を終った。

○本会報も貧弱ながら十一号特輯を発行いたしました。事は会員皆様の御支後で御座います。会報は後日御参考になる事もあると思しますので成可く台冊の上御保存を希望いたします。

会員名簿

(10)

西町 岩木文四郎	庄能 平田 邦正
村上 説二	出木町 石田 志一
島村かよ子	岸本 正理
本町 久崎 かじ	紺屋町 森村勘治郎
元山崎 赤木 かね	富壽寺 松本千代子
木村 一子	瀬ノ町 上田 タケ
宗櫻ふくゑ	神野 大部 梅治
柳川 しす	戸原 志水 裕吾
廣瀬あさゑ	京都府 藤多 弘
渡辺 善子	



オフセット
タイプ 郡唯一の専門印刷店
谷口印刷所

山崎町役場 西隣 (デシワ六三三番)
商工業者必携、朝のことは、発行所(旧町無料)

本多古文書目録

昭和二十七年六月本会と町とで実際に調査した文書の目録で、当時フリントすべきものが原稿紛失のため延引、最近発見したので本会報に掲載する。文の何号とあるのは本多家で大正五年作成の目録番号で、現物に記入してあるから便宜上記載。アラビア数字は曲尺寸単位の大きさを示す。なお、この他に洩れた文書未調査物も相当あるが、次の機会に増補したい。

実栗郷土研究会

文の十一

一、口 宣 案 一通

天保五年十二月十六日 藤原忠鄰肥前守へ

一、口 宣 案 一通

同日 同人 従五位下

一、宣 旨 一通

同日 同人 肥前守宣旨

一、位 記

同日 同人 従五位下

文の六

一、献上品御挨拶状

内訳 五月二日 家綱 本多肥前守へ

十二月二十七日 同 同

九月七日 吉宗 本多監物へ

五月二日 家斉 本多肥前守へ

九月七日 同 同

十二月二十七日 同 同

五月二日 家慶 同

九月七日 同 本多大和守へ

十二月二十七日 同 本多肥前守へ

五月二日 家貞 同

九月七日 同 同

十二月二十七日 同 同

五月二日 家茂 本多肥前守へ

五月七日 家茂 本多肥後守へ
五月三日 土井 本多甲斐守へ

① 年号なく將軍其他の判だけ押してある。五月

端午九月重陽十二月歳暮の挨拶である。

文の四十四 一、書 状 一通

九月三十一日 堀田楯中守より本多肥後守へ

文の三 一、朱 印 写 し 十 通

内訳 寛文四年四月五日 本多肥前守宛

貞享元年九月二十一日 本多肥後守

正徳二年四月十一日 同

享保二年八月十一日 同

延享三年十月十一日 本多肥前守

宝暦十一年十月二十日 本多監物

天明八年三月五日 本多肥後守

天保十年三月五日 本多肥前守

安政二年三月五日 本多肥後守

安政七年三月五日 本多肥後守

文の一 一、御朱印写 三十六通

② 前記と同じ。同一内容多きもの八通、大凡は三

通宛あり。

文の三 一、領地目録写 十 通

③ 領地の部落名を三十五ヶ村又は三十六ヶ村書き

たるもの、日付宛名は朱印字と同一。

文の四 一、領地目録写

(註) 各通简单な別目録付、日付宛名前と同一

文の二 一、領地目録写 七通

(註) 前と同一、宝曆享保天明天保の四通分が一通

又は二通宛

文の三 一、書 出書 二通

(註) 幕府よりの朱印及び領地目録が各十通ある旨

の覚書、辰五月とあるから推定慶応四年か

○

文の十四 一、明細御家譜 一冊 箱入

文政二年仲秋 吉佳利重編書

文の十二 一、参考御家傳 五冊 箱入 63x88

安政二年十月一日 樽井守城編書

文の十五 一、御系譜 一冊(芥本)

文の二十 一、系譜 七通

嘉永三年九月二十三日

文の十六 一、御系譜並御供連書上ケ御扣 一冊

家系向合せ、其他

文の十七 一、覚書 写 四通

系譜の内御尋の趣御覚書写

文の十八 一、校帳 一冊

旗の校、幕の校、家の校

文の十九 一、覚帳 一冊

供連の覚 外二冊

文の二十七 一、御西敬訳書 一冊

文の六十七 一、御家御吉凶の部 一冊 6.7 x 3.1

御祝儀 寛文十年より享保十八年迄

御法事并御凶争覚文十年より享保元年迄

文の六十九 一、御凶争の部 一冊 6.7 x 4.6

文化三年より弘化三年迄

文の六十八 一、御吉争の部 一冊 6.8 x 4.6

文の二十四 一、取路里教録 一冊 6.6 x 4.5

山崎より日本橋迄本陣野立ケ所付

文の二十五 一、取路御里教録 一冊

旅中御会釈方

文の三十六 一、御刀篋司入込帳写 一冊 6.5 x 4.7

文の二十九 一、御米格目録 一冊 6.4 x 3.5

嘉永四年四月 武内源右エ門へ

文の二十六 一、在京諸辰申合規則大要 一冊 6.4 x 4.2

文の二十三 一、武家要道 一冊 6.0 x 3.0

文の六十六 一、寅年文政改元迄の帳面見出帳 一冊

文化三年より十五年迄

文の二六 一、鎧腹巻廻丸回説軍器殿要図解 一冊 6.5 x 4.4

付録諸家の異説

文の七十一 一、一万石出陣行軍 一冊

文化六年六月

文の三十 一、旗指物共外駿物雜形 五枚 23 x 6.6
六の三十一 一、旗指物、大馬駁、小馬駁、家来指物 同
神印雜形 三枚 23 x 6.7

文の三十二 一、御三神御祭私着到姓名帳 一冊 11.0 x 4.2
文久三年十月十八日

一、御三神御祭私調鍊着到帳 一冊 14.3 x 5.4
慶応三年十月十八日

文の七十二 一、殿様当夏大取表より御掃りの道人別 一冊 11.5 x 4.2

文の七十三 一、御在番御留守中非常の節若殿様臨時御 登城御行列下調帳 一冊 11.2 x 4.2

文の七十四 一、異国船渡来の節若殿様臨時御出張御行 棧帳 一冊 11.2 x 4.2

文の七 一、江戸在所役附覚帳 一冊 5.7 x 2.5
享保十四年七月

文の六十四 一、御年忌帳 一冊 10.5 x 2.7
文化四年 奥御用部屋

文の三十七 一、乘初式法伝授書 二通
添状付 弘化四年十二月

文の六十五 一、祭裏萬安橋銘 一冊 9.3 x 6.9
(註) 象白大字

文の一〇五 一、大日本二千年神鑑 一冊 5.5 x 2.7
文久三年十一月

一、忠勝武功記 一巻
肥後守從五位下本多忠直公武功拔萃

文の七 一、軍令状 一通
元治元年十月

文の八 一、下知状 一通
元治元年十月 因幡守外五名より

文の九 一、下知状 一通
陸路芸州より岩国夫より山口へ攻寄候面々へ

一、使番令書 一通
同じく 外四ヶ所への分

一、書状 一通
因幡守外三人より 本多肥後守へ

一、啓書 七通
立花飛彈守其他より

一、書状 一通
十月六日付尾張大納言惣督挨拶状

文の三十三 一、長防御出陣御供人数行列帳 一冊 4.0 x 4.3
元治元年九月 表御用部屋拓

文の三十四 一、玄島御宿陣中日記 一冊 11.2 x 4.3
元治元年十一月十日

文の五 一、地子米帳 一冊

惣町中地子米帳扣 寛文十二年

一、地子米帳 一冊

同 享保十五年

文の五十七 一、播磨国矢栗高帳 一冊 9.0 x 6.7

延宝七年八月

文の五十四 一、山崎領内覚書 一冊 8.3 x 5.7

一、矢栗郡の内山崎領内覚書 延宝七年

文の五十五 一、仕末り覚帳 一冊 7.3 x 6.8

一、矢栗郡の内三十九ヶ村仕末り覚帳

文の三十九 一、播磨国矢栗高帳 一冊

一、服部六左卫門 延宝七年十月二十三日

文の七十二^甲 一、御家中知行高御切米高御扶持高共 一冊

並物枚御代

文の七十 一、分限帳 一冊 6.7 x 4.3

文の二十二 一、忠勝公孫附人其他分限帳山崎御領分御物成高 一冊

一、寄元金銀請取帳 一冊 10.4 x 4.4

文の七十八 一、寄元金銀請取帳 一冊 10.3 x 2.1

宝曆七年四月二十五日より

一、寄元金銀差引帳 一冊 10.3 x 2.1

同日

一、武器具料(差引借し) 一冊 10.6 x 2.1

一、武器料差引手形 二枚 10.3 x 7.0

宝曆十二年四月三日

法勇銀子の事 永井兵太夫外一人

一、辨手形 十枚 10.5 x 7.9

宝曆九年十二月四日 二枚

同七年四月二十日 一枚

同十二年四月三日 六枚

同十四年六月十二日 一枚

一、武器料銀納帳 一冊

宝曆元年十二月

文の三十八 一、米大豆差引目錄写し 一冊 6.8 x 3.0

天保五年より八年

文の四 一、播磨国矢栗郡の内神社寄附地敷地高共他取調帳 一冊

文の五十六 一、村高帳 一冊 8.2 x 5.7

元治元年より明治二年迄 領内

文の四十 一、新札引替御手当金受取帳 一冊 9.5 x 5.3

文の四十二 一、御裁許御裏書絵図面御裁許書請取帳 一冊 8.3 x 5.5

文の六十一 一、取調書 土地の部 一冊 8.1 x 5.6

元治元年より明治元年

文の九十九 一、藩列順序一覧 一通 15.5 x 11.0

文の八十五	一、藩士渡高調帳	一冊	11.0 × 4.1
文の九十八	一、士族卒祿俸帳	一冊	6.2 × 6.0
文の八十二	一、藩知事被家仰候節別紙にて被仰出候御達書写	一冊	9.2 × 6.5
文の八十三	一、達書	一冊	
文の八十四	一、山崎藩職員規則	一冊	8.1 × 5.3
〃	一、山崎藩支配地縮図	一枚	9.1 × 13.0
文の四十三	一、山崎藩知事辞令	二通	
文の八十一	一、家祿階級	一冊	8.1 × 5.6
文の八十六	一、士族卒祿高取調帳	一冊	8.2 × 5.7
文の四十六	一、藩制改革取調帳	一冊	9.0 × 6.5
文の五十八	一、村高帳	一冊	9.2 × 6.6
文の九十七	一、藩制改革取調帳扣	二通	9.0 × 6.6
文の九十六	一、藩債紙幣取調書	一冊	9.2 × 6.7
文の四十七	一、職制	一冊	9.3 × 6.7
文の四十五	一、家祿階級	一冊	8.2 × 5.6
文の四十八	一、分配金渡帳	五冊	8.2 × 5.7
文の四十九	一、元山崎景家祿渡方歎願書一冊	一冊	9.2 × 6.8
文の八十八	一、家祿並負債消却願伺の案 (元山崎景)	一袋	9.2 × 6.7
文の九〇	一、官員人名書(元山崎景)	一冊	
文の九十一	一、官祿年給調書	一冊	9.1 × 6.5
文の八十九甲	一、官祿	一冊	8.0 × 5.7
文の八十九乙	一、官祿扣(年給帳合冊)	一冊	
文の八十七	一、御届面草稿	一冊	8.1 × 5.6
文の九十三	一、職員令	一冊	8.0 × 5.7
文の七十九	一、明細取調帳	一冊	9.1 × 6.6
文の九十七	高帳		
文の九十六	昭治四年正月より		
文の四十八	明治四年十二月、明治五年二月十三日		
文の四十九	明治五年一月(士族卒族制、後産の方法 負債消却の目途)		
文の八十八	当主より曾祖父迄	山崎藩	

明治二年十月

一、藩士渡高調帳

明治二年九月

一、士族卒祿俸帳

明治二年十二月

一、藩知事被家仰候節別紙にて被仰出候御達書写

明治二年六月

一、達書

一、山崎藩職員規則

明治三年三月十九日

一、山崎藩支配地縮図

一、山崎藩知事辞令

一、家祿階級

明治三年十一月

一、士族卒祿高取調帳

附 雇士卒且小着大年寄大庄屋村庄庄屋用

達並に絵米取調書

明治三年十二月

一、村高帳

明治二年五月藩内国矢栗郡内村高並新田

高帳

一、藩制改革取調帳扣

明治三年十一月十九日

一、藩債紙幣取調書

一、職制

昭治四年正月より

一、分配金渡帳

一、元山崎景家祿渡方歎願書一冊

一、家祿並負債消却願伺の案
(元山崎景)

一、官員人名書(元山崎景)

一、官祿年給調書

一、官祿

一、官祿扣(年給帳合冊)

一、御届面草稿

明治五年一月(士族卒族制、後産の方法
負債消却の目途)

一、職員令

一、明細取調帳

当主より曾祖父迄

山崎藩

文の八十	一、履歴書	一通	90 × 65
文の七十六	一、大阪御倉邸御抄諸道具附留帳	一册	
文の七十七	一、御武具御道具履御預ケ扣帳	一册	102 × 21
文の五十二	一、御隠居室地所評数	一册	
文の一〇三	一、神社明細調	一册	5.5 × 8.0
文の一〇〇	一、社寺市郷取調書	一册	92 × 65
〃	一、人民ノ部取調書	一册	〃
〃	一、政事ノ部取調書	一册	〃
文の六十九	一、土地ノ部取調書	一册	〃
文の五十九	一、八幡宮社高取調帳	一册	92 × 66
文の九十四	一、職員規則	山崎藩一册	93 × 65
文の四十一	一、盟約書	一册	112 × 80
文の五十一	一、献金名簿	一册	82 × 57 (二と)
文の五十一	一、献納書	一通	

文の七十五	一、京都府下人民告録大意	一册	83 × 58
文の九十五	一、改正節目	一册 (赤穂藩)	83 × 57
文の九十二	一、刑法新律書	一册	81 × 54
文の六十二	一、覚帳		
天明元年	〃	36	
〃	〃	37	
〃	〃	38	
〃	〃	39	
〃	〃	40	
〃	〃	42	
〃	〃	43	
同九年改寛政元年		44	
享和元年		56	
二年		57	
三年		58	
同四年二月文化改元		100	
天保二年		86	
天保二年	一、就産会社生田其他より本多貞吉へ地所献納		
天保二年	〃	127	
〃	〃	87	
〃	〃	128	
〃	〃	88	
〃	〃	129	
〃	〃	89 上	
〃	〃	89 下	
〃	〃	130	
〃	〃	90	
〃	〃	131	
〃	〃	91	
〃	〃	132	
〃	〃	92	

① 公文日誌で年一册、江戸と山崎に各一册あつたらしい。年号の下の数字は帳面番号

天保八年	133
" 九年	93
" 十年	134
" 十一年	94
" 十二年	135
" 十三年	95
" 十四年	136
" 十五年	96
弘化二年	137
" 三年	97
" 四年	138
" 五年	98
嘉永元年	139
" 二年	99
" 三年	140
" 四年	100
" 五年	141
嘉永元年	142
" 二年	101
" 三年	143
" 四年	102
" 五年	144
嘉永元年	103
" 二年	145

嘉永三年	146
安政二年	110
同 年	151
三 年	111
同 年	152
四 年	112
同 年	153
五 年	113
同 年	154
六 年	114
同 年	155
七 年	115
同 年	156
万延二年	157
同 年	116
文久二年	117
三 年	118
同 年	159
四 年	119
元治二年	120
外に表紙なしの三括あり	
慶応元年、二年、及三年	
四年分と推定	

文の六十三	一、忠鄰公御家督一件 一冊
	天保五年
	二、從御在所江戸へ遺候書状書拔 二冊
	享和元年と享保三年
	一、大阪御用番中覺帳 五冊
	天保大平一、弘化二年より同三年一
	安政七年改元萬延一、萬延二年
	改元文久元年一、文久二年一
註	本多目錄によると、享和大天明八、天保三十
	弘化七、嘉永三、安政十一、万延五、文久五、
	元治一、慶応二、計七十八冊 あり、大阪在番
	覺帳等をこめたものか。
	一、日記抜書 一冊 8.0 x 5.8
	文久二年より明治元年 本多山崎藩知事
	本多忠明
文の三十五	一、在京中日記 一冊 11.5 x 4.2
	慶応四年三月二十九日 岩崎和
文の三十六	一、御滞京中日誌 二冊 6.7 x 4.3
	明治元年十二月二十七日近習頭柴田小膳
	一、日誌 一冊
	明治十年 本多家家扶
	一、日記簿 一冊
	昭和十一年、十二年 同上

一 日記 一冊 5.5 × 7.9

○ 明治二十九年九月より御内家当番

一、領分中分向絵図入 一枚袋入 45.0 × 52.0

天保八年三月 御奉行方

一、尖栗郡各大名領分図 一枚 43.0 × 49.5

森村島守、松平、小笠原惣次郎、本多肥後

守御領地

一、御領分絵図并也領道鏡添付制札

御領分中村々制札 一枚 16.0 × 22.5

本面制札より村々制札 御奉行方預

一、領分絵図并回数帳面入 一枚 49.0 × 53.0

天保八年四月 本多肥前守

家未名嶋在太夫 倉輪弥一右工門 多賀宗

太

一、領分村々制札配置図 一枚 64.0 × 42.0

天保八年三月

一、山崎藩地図 一枚袋入 29.5 × 57.0

天保十二年正月

樽井汲作図、昭和六年前原 太郎

朱書書入

一、虎御門外御屋敷全図 一枚 33.0 × 47.0

茶厚紙表紙付

文の二三

一、山崎町町屋寺屋敷図 一枚 13.0

一、山崎近辺図面 一枚 26.0 × 36.0

一、本多家領分地図 一枚 49.0 × 52.0

一、旧藩邸室取全図 一枚 32.0 × 35.0

一、山崎菅野耕地図 一枚 52.0 × 49.5

一、奥小屋其他山の図面 一枚 51.0 × 35.5

一、尖栗郡図(未成岳) 一枚 51.0 × 35.5

一、河東村中山神社山林図面 一枚 19.0 × 30.0

一、河東図面 一枚 29.0 × 39.0

一、神谷山林図 一枚 23.5 × 20.0

一、梯谷図 一枚 29.0 × 44.0

一、兵庫県支配図 一枚 27.0 × 32.0

明治二年九月一日 尖栗郡四十三ヶ村

一、泉方図面 一枚 17.0 × 36.0

家中屋敷

一、泉方図面 一枚 17.0 × 36.0

右同じもの着色明細入

一、泉方建物 一枚 10.0 × 13.5

一、泉方建物 一枚 9.0 × 6.5

右同じもの一部分

一、佐用郡図面 一枚 18.0 × 18.0

本多目録には、文の五十三、繪図面大小二

十五枚と記録

③